

中小企業経営者のみなさまへ

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産！ まさかのときの資金調達先は 準備していませんか？

こんな悩みにお応えします



自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考え
ください。

「売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう…」



加入し、掛金を積み立て ておけば…

万が一取引先が倒産した場合、回収困難となった
売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。

「取引先の倒産」と 「商取引の事実」の 確認で迅速に貸付実行

当面の資金繰りに役立ち、 自社と社員を守れます。

●本制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

ポイント

1. 掛金は税法上、損金（法人）もしくは必要経費（個人事業）に算入できます。
2. 解約はいつでも可能です。（12ヶ月未満は掛捨てです）
3. もし、取引先が倒産した場合、掛金の積立金の10倍の範囲内（最高8,000万円）で被害額相当の貸付けが受けられます。
4. 共済金の借入条件は、無担保、無保証人です。（最初の6ヶ月は据え置き）元金均等返済。ただし、共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、他の加入者が利用する貸付金の原資として充てられます。
5. 取引先の倒産とは、私的整理の一部・法的整理の申立て・手形交換所の取引停止処分・災害による不渡り・特定非常災害による支払不能をいいます。（夜逃げは含まれません。）
6. 「中小企業倒産防止共済法」に基づき運営されています。



中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 中部本部

〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階
TEL : 052-202-0435

共済相談室

TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

検索